広報 かじき

全ご家庭に，もれなく配布

第175号

45．11．5発行

発行　鹿児島県姶良郡加治木町役場

編集　総務課文書係

印刷　吉屋印刷所

収穫

惜みなく　子に乳ひろげ

もみ干し女　牧笛郎

「今年も、てやかあ、実がごあした…」。丹精こめた稲の刈上げも終え、これから脱穀や乾燥、あと始末などの農作業がここ当分はまだ続きそうです。

二十三日は「勤労感謝の日」勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう日です。ご家庭でも有意義な一日を。

二十六日から「秋の全国火災予防運動」が始まります。朝晩の冷えこみで、暖房器具を使う機会も日増しに多くなりがち。ちょっとの不注意から人の生命、財産を灰にしてしまうことのないよう、常に心したいものです。

家族総出の脱穀……（みろく前のたんぼで）

■ メモ　人口……18.714　男……8.752　女……9.962　世帯……5.685　（10月1日国調による概数）

加治木の基本構想が定まる

国保の助産費を一万円に引上げる
四十四年度水道事業の決算を認定

九月議会から

定例の第三回町議会は、九月二十二日から十月一日までの十日間町議事堂で開かれました。

今回は、町教育委員の任命と固定資産評価審査委員の選任や四十五年度の一般会計、国保会計、水道事業会計の三つの各補正予算。それに四十四年度水道事業会計の決算の認定など、議案（十三件）陳情（四件）が審議されました。

このうち陳情二件が継続審査となったほかは、それぞれ原案どおり採決されました。おもなものはつぎのとおりです。

□町職員の給与条例を改正

これまで四等級制（一等級から四等級）で支給していた職員の給料表を十月一日から、新たに等級を一つ加えて五等級制とすることに改正、支給するものです。

□福祉センターの使用料を一部改正

センターで挙式する場合、これまで控室を含めて使用料は千円となっていますが、これを控室、披ろう宴会場（食堂その他）を含めて二千円にしようとするものです。

また、食堂だけを使用する場合は、使用料千円となります。

□助産費の支給を九月から一万円

町の国民健康保険に加入している場合、これまでは助産費（三千円）や葬祭費（二千円）などの保険給付をうけていますが、このうち助産費の支給額を一万円に引き上げ、九月一日から適用して支給することにしたものです。

□町土地改良事業の分担金条例を一部改正

町が行なった土地改良事業（農地や施設）を八年以内に他の目的に転用あるいは使用した場合、県からの補助金を返納しなければならないことを、条例に加えたものです。

□四十四年度水道事業会計の決算を認定

四十四年度の町水道事業会計の決算は、町監査委員による決算審査の意見書をそえて提出され、関係委員会によって審議の結果、正しいものとして本会議で認定されました。

□町教育委員に東明氏を再任

町教育委員の任期満了に伴い、現委員の東明氏（西別府）を、再任することに同意しました。

□固定資産評価審査委員に前田為雄氏を再任

評価審査委員の任期満了に伴い現委員の前田為雄氏（諏訪）を再任することに同意しました。

□〃加治木町の未来像〃基本構想を議決

地方自治法には「市町村は、その事務を処理するには議会の議決を経て、その地域における総合計画的な行政を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」とされています。

町は、これに基づいて基本構想をまとめ、こんどの町議会に提出したものです。

この基本構想の目的は、本町の経済水準を全国水準に近づけ、豊かな住みよい住民生活の向上を、はかることにあります。

このため、つぎの四つのことを基本課題として取り上げ、本町の将来の発展目標を想定しています

▼…交通拠点としての本町のあらゆる産業の振興

▼…交通網および通信網の充実による適正な土地利用

▼…本町の発展の基礎となる人間教育の充実強化

▼…町民の生活水準の向上、生活環境の整備

□一般会計の補正予算二千三百九十三万円

今回の昭和四十五年の一般会計補正予算は二千三百九十三万八千円が追加され、一般会計の予算総額は四億八千七百七十三万円となりました。

おもな追加の内容は、つぎのとおりです。

▽福祉センターの暖房工事の費用三百二十八万円。▽西部衛生処理組合への負担金五百五十万円。▽トラック購入費百二十万円。▽道路整備のための原材費百五十万円。▽住宅建設費三百七万三千円▽給料表の改正による費用百二十九万円。

□国保会計の補正は三十七万円を追加

国保会計の補正予算は、三十七万二千円を追加、予算総額は一億百二万三千円となりました。今回の追加は、助産費の支給額を引き上げたための費用三十四万円が、おもなものとなっています。

□　トピックス　□

郡西部四か町で常設消防を設ける

交通事故の激増や火災、風水害の多発化の傾向から、これに対処するため広域行政を進めることがよくはないかーと加治木町長が音頭をとって、十月二十一日郡西部四か町の町長、議長　消防団長や係員など、町役場議事堂に集まって協議しました。

その結果、みな賛成してもらって、十二月の各町議会に提案してこの方針を打ち出してもらうよういろいろな準備を加治木ですることになりました。

空港や縦貫道完成を二年後にひかえていますだけ、この問題は大事なことですから、救急医療や消防の強化のため、四か町合同で常設消防をつくり、消防署をもうけようとするものです。来年度から具体的に手をつけて、一か年がかりで完備する見込みです。

ごみ焼却炉七日から操業

みろくに建設中の西部四カ町のごみ焼却炉は六日に落成式。七日から操業。処理能力一日二十五トン

12月5日は町長選挙の投票日

町選挙管理委員会は、このほど委員会を開いて、任期満了による町長選挙の投票日を、十二月五日（土）とすることに決めました。

○選挙の公示　十一月二十八日（土）

○投票日　十二月五日（土）

○投票できる人

十二月五日現在、選挙人名簿に登録されている人で、引続き町内に住所のある人。

年齢は十二月五日現在で、満二十歳以上の人となっています

選挙人名簿の臨時登録日は十一月二十五日です。

○選挙人名簿の縦覧

十一月二十六日から二十七日までの二日間、選挙人名簿の縦覧を町選管事務局で行ないます

転入された人や転居されたかたは、とくに、この期間に名簿の縦覧をしてください。異議の申し出期間も同じく、この二日間とされています。

選挙のときになって、あわてたり、困ることのないよう、ぜひ、この機会を利用して選挙人名簿の縦覧をしましょう。

縦覧の時間は、午前八時半から午後五時までです。

選挙人名簿の縦覧<11月26・27日>

選挙法〝豆知識〟
選挙運動③（その他の選挙運動）

◉戸別訪問

候補者や運動員が、有権者の家をたずねて投票を頼んだり、他の候補者に投票しないよう頼むことは禁止されています。

戸別とは、必ずしも有権者宅の戸別をいうものではなく、会社や病院も入り、また一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上訪問する目的をもっておれば含まれます。

また、訪問とは、必ずしも家の中に入らなくても、不在の場合でも訪問となります。また戸ごとに演説会や候補者の氏名、政党名をふれ歩く場合も、戸別訪問となり禁止されています。

◉署名運動・人気投票

選挙に関するかぎり、投票を得る目的で、または他の候補者の投票を得ないようにする目的で、署名運動をすることはできません。

ただし選挙運動期間中であっても、投票依頼の目的のない署名運動（直接請求の署名収集を除く）を行なうことは差支えないが、他の目的に名をかりて投票依頼の目的をもってする署名運動は、当然違反となります。

また、選挙に関して公職に就くべき者を予想する人気投票の経過や結果を、公表することも禁止されています。

◉気勢を張る行為

選挙運動のために気勢を張る行為は禁止されています。有権者の注目を集めるために自動車をつらねたり、隊ごを組んで往来したり花火をあげたり、チンドン屋を使ったりすることはできません。これは大衆を威圧することになり、有権者の冷静な判断を迷わすことになるからです。

◉自動車拡声機船舶の利用

選挙運動に使用する自動車、拡声機、船舶については、公職選挙法でいろいろ制限がありますが、使用する場合、必ず選管が指定した表示をしなければなりません。

また乗車（乗船）できる数は、候補者、運転者を除いて四人を越えることはできず、必ず指定された腕章をつけなければなりません

車上で手を振ったりするなどの選挙運動は、何人もすることができない。ただし定められた時間内の連呼行為や停止した自動車の上での演説はできます。

◉飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物（料理弁当、酒など）を提供することは候補者側はもとより、有権者側からする場合も禁止されています。だから選挙運動期間中「陣中見舞い」と称して、酒や赤飯を持ってゆくことも禁止されることになります。ただ、湯茶や平常もちいる程度の茶菓子は差支えありません

また運動員や労務者に対して選挙事務所で弁当を出すことも、法定の範囲内なら許されています。

◉個々の面接、その他

電車やバスの中、あるいは道路などで、たまたま知人などに会ったときに、その機会を利用し、また電話を使って選挙運動をすることは自由にできます。ただし立候補届け出の前に行なうと、事前運動となり違反になります。

◉買収供応

選挙違反のうちで、最も悪質な犯罪で、最も高い違反率を示すのが、買収供応です。これは刑法でいえば、いわゆる賄ろ罪に相当する犯罪です、選挙人、運動員、候補者、当選人などが不正の利益の受渡しによって選挙の公正を害しまた選挙の結果を左右し、ひいては政治を私利私欲の場にして政治をあやまらせる最大の不正行為、といわなければなりません。

有権者の中には「持ってきたから受取った…」という人もいますが、買収罪は金銭、物品などの受渡しがあったときに成立するのです。受取った以上は、被買収罪になるわけで「止むを得ず…」とか「知らなかったから…」は理由になりません。また、投票依頼の目的で金銭などの受渡しが行なわれれば、選挙の前であろうが、後であろうが罪は成立します。

一般に買収罪は、金銭や物品をもらうことだけのように考えられている向きもあるようですが、自分では何ももらわなくても、他の有権者に金銭、物品などの供与を周旋したり、勧誘したりするだけでも違反に問われて罰せられます

買収は物品の数や量、金銭の額には差別がありません。「たったこれ位のことで…」と、あとでくやんでも罪は罪です。自分の信ずる人を、正しく選んで投票しましょう。

銃の取扱いは慎重に
十一月一日から狩猟解禁

ことしも十一月一日から狩猟が解禁されました。待ちに待ったハンターたちは、来年の二月十五日まで、野に山に獲物を求めてかけ回ることでしょう。

もうすでに準備を終え、獲物の大きさまで胸算用していることでしょうが、心配されるのは「猟銃が暴発して…」とか「誤って引き金を引いたため…」というような不注意による事故の発生です。

県内のハンターは昭和四十四年には一万四千七百二十二人で、十年前にくらべると、約二倍という増加ぶりを見せています。

いっぽう野生の鳥獣は国土の開発、農薬などの影響によって減少し、ハンターの増加によってひとり当たりの占有猟場は、せまくなってきています。

これに加えて、強威力の新しい銃が開発されたことが、最近の狩猟事故の増加につながっています。

ちなみに昨年の本県内における狩猟事故は、全国最高の十二件でおもなものは死亡二、一か月以上の重傷三件（うち左足切断一件）となっています。

本県では毎年、銃の取扱いや保管についての狩猟者講習会を開いていますが、残念なことに事故の絶無には、まだほど遠いようです。

これらの事故の原因を調べてみますとハンター自身の取扱いが不注意だったり不馴れが多いようです。

狩猟はスポーツマンシップを守り、法令に違反しないようにすることが、ハンターの義務であり、もっとも基本的な心構えです。

銃の暴発などによる受傷事故を防止するためには、次のことにづいて、とくに注意することを忘れてはなりません。

■…銃はタマをこめているか、いないかにかかわらず、決して人に銃口を向けない。

■…銃を持ち運びするときは、必ずタマを抜き、安全装置にしてケースに入れる。

■…発射するときは、落ち着いて獲物であることをよく確かめてから発射する。

■…見とおしのきかないヤブや雑木林　またタマがはね返るような岩山などに向け発射しない。

■…休けい時は、必ずタマを抜いておく。

▣…猟場に行くときは、からだの調子のよいときを選び、故障している銃や調子の悪い銃は、絶対使わない。

▣…猟が終わって帰宅したり、人の家に立寄るときは　必ずタマは残っていないか確かめる。

▣…使い残しの火薬など危険なものは、よく始末しておく。

▣…銃とタマを別々にして、カギのかかるところへ厳重に保管する。

＜ありがとう・すみません・ごくろうさま＞……親切運動

ことしも十一月二十六日から十二月二日まで、全国いっせいに火災予防運動が展開されます

例年、秋から冬にかけては、空気が異常に乾燥し、季節風が強くなり、火災の発生しやすい気象状態になります。

一方、各家庭などでは、火気の取り扱いもひんぱんになり、そのため火災が多く発生しています。

この季節は、いったん火災が起こりますと大火災になりやすく今までの大火災の大部分は、この季節に発生しています、

秋の火災予防運動は、このような火災の多発期にそなえ、ひとりひとりが親身になって、火災危険個所の点検や各職場、各家庭ごとに防火診断や点検を行なうなど、防火意識をたかめ、防火に対する習慣をつくりあげようというものです。

今回は統一標語「あぶない消し忘れ、切り忘れ」を掲げて全国いっせいに展開されます

実施される事項は

▽わが家の防火総点検

▽たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止

▽暖房器具の正しい使い方など

が取上げられています。

火災は、ちょっとした不注意から発生し、貴重な財産を灰にするばかりか、かけがえのない尊い人命も奪うことすらあります。

本県の火災は、年々増加しており、今年七月までに三百八十七件を数えています。これは昨年にくらべ八十八件の増加です。

そのうえ、火災による死亡者の数は八月末で、すでに二十六人となり、昨年一年間の死者数を三人上回っているような状態で、戦後最悪の記録となっています。

このような恐ろしい火災をなくするために、ひとりひとりが防火に心がけたいものです。

あぶない　消し忘れ　切り忘れ

秋の火災予防週間

＜11月26日から12月2日まで＞

肉用牛の飼養と管理の技術（その1）

ほ乳中の子牛の飼い方

肉用牛の子牛は生まれてから生後五、六か月で離乳するまで、母牛につけて自由に、ほ乳させて育てるのが普通です。そのため、母牛の泌乳量の多少は、子牛の発育に大きな影響をおよぼします

母牛の泌乳量は分娩後十～十五日ぐらいで最高に達し、その後だんだん減って来て三か月内外で急に少なくなります。ですから子牛の発育に必要な養分量が不足し、このため思うような、りっぱな子牛にならない場合が多いことです。

子牛の発育は、生後九十日までは母牛の泌乳量に左右され、それ以後は濃厚飼料の食込量によって決まるといわれますが、ここで鹿児島県畜産試験場で行なった別飼給餌の試験結果をお知らせします

○濃厚飼料の給与区
体重二百六十キロ、六月セリ価格九万円。

○濃厚飼料の無給与区
体重百九十キロ、四～五万円。

濃厚飼料代一万九千八百八十七円で、約二万円の経費増ですが、価格差が五万円から四万円で、平均二万五千円の儲けとなっています。

エサの与え方

子牛の月齢が進むにつれて、母牛のほ乳だけでは養分量が不足するので、母牛に給与した飼料を盗食するようになります。

この時期に、子牛に適する飼料を十分給与して、よい発育を、第一胃の発達を促して、飼料の利用性のよい、飼いやすい牛に育成するために、別飼いをすることが、子牛に対して最も望ましい飼養方法です。

濃厚飼料を給与するときの注意

○変敗したもの、カビのついたものは与えない。

○量をふやしたり、飼料を変える場合は、急変しないこと。

○子牛が下痢をしないよう、十分注意する。

○粗飼料は栄養分に富み、消化しやすい、やわらかいものを与える。

去勢

本町においても去勢は徐々にふえており、牡牛価格とくらべ一万円から一万五千円高で、取引きされています。去勢することによって、発育がおくれるようなことはないので、全頭が去勢を実施したい。

去勢の時期は、母乳で十分発育している時期、すなわち六十日以内が、だいたい適当と思われます

その際、前に述べたように濃厚飼料の給与を行ない、十分な発育と増体を図り、二百五十キロ以上の子牛を、市場に出すよう考慮することが大切です。

生産率の向上

本県における生産率は七〇パーセントといわれ、十七か月に一頭の子牛を産む計算です。

牛には、発情のきにくいものやこないものがあります。とくに授乳中（子牛がついている間）は、発情微弱や見おとしがあり、また飼養管理の不適、すなわち運動不足、過肥、過削など、受胎に都合の悪い条件が多いことです。

そこで十二、三坪でもよいので戸外運動場を設けて、粗飼料を十分に与えるとともに早期離乳（三か月位）を実施することです。

離乳後、七日から十日位すると発情が現われるので授精を行ない授精後二か月位で姙娠鑑定を必ず行ない、三回以上授精しても受胎しない牛は、獣医師の診断を受けることです。

肉用牛の泌乳量（1日平均キログラム）

分娩後の月数	初産牛	経産牛
	搾乳による成績	ほ乳による成績
1か月	5.6～1.1 Kg	13.5～5.0 Kg
2か月	4.8～0.9 〃	13.0～4.7 〃
3か月	4.4～0.7 〃	9.0～3.7 〃

エサの与えかた

日齢 / 飼料名	生後 14－28日	29－42日	43－70日	71－84日	85日以降
モーレットA	○	○ 等量			
モーレットB		○	○	○ 等量	
育成飼料				○	
1日給与量	50g	100g	200g	体重1％ (600－800g)	○ 体重の2％
備考	ほとんど食べないが飼料にならす		300～400g でもよい		

十一月の納税

町民税・保険税

（第三期分）

□ まちの話題 □

日本縦断の馬〃幸姫号〃

楠原でノンビリと余生をすごす

植田君（左）幸姫号・榎田さん（右）

パカパカと北海道から鹿児島まで三千キロ、日本を縦断した高知県の植田泰正君（二十二）の愛馬〃幸姫号〃（八歳）は、当町の日木山、楠原部落の農業、榎田静男さん（四十）に引取られ、はるか南の果てで余生をすごすことになりました。

植田君は「鹿児島に着くころから、馬をゆずってほしいと四、五人から相談をうけたが、断り続けて来た。だが榎田さんと会ったとき、この人なら安心して幸姫をゆずれる！」と心に決めたという。

榎田さんは小さいときから大の馬好き。昭和二十九年の県共進会で優勝するなど、馬にかけてはベテラン。さっそく幸姫号は、榎田さんの運転する車で楠原へお越し入れ。

二、三日で高知へ帰るという植田君も、愛馬を送りとどけて二度ビックリ。「自宅をおとずれ、榎田さんの数々の馬や牛の優勝（賞状やメタル）におどろいている。

あれこれ □

ほんとに良い人に巡り会えて幸姫は名のとおり、しあわせものです私もこれで安心して郷里に帰れます…」と愛馬に最後のホホずり。

さっそく近所の人や友人など集まり　ささやかな引込み祝い。語りなれぬ普通語と、わからぬ鹿児島弁とのやりとりは、おそくまで続き、最後に「来年は幸姫号に二世を生ませたら…」

高知の青年と加治木の壮年は期せずして両の手を、お互いに握り合い「頼みますヨ…」「良かデ、つかえは無かデ…」

チョノゲにハッピ姿で応援

岩原の「あすなろ会」会員

錦江第一地区のテントの前で、豆シボリのチョノゲにハッピ姿の応援団が、観衆の注目を集めていました。

この応援団は、ことしの夏、岩原部落に生まれた「あすなろ会」の会員たちで、リーダーの中元邦利さん（四十四）が会長で、十七歳から四十五歳までの十四人で組織されているとのことです。

会長さんは，応援団長にも打ったつけ・地区民の手拍子をうけて大奮闘

「あすなろ会」は、岩原部落の青少年健全育成と不良化防止を目的として結成、これまでに早朝ソフトボールや卓球、バレー大会などの行事を催して好評を得ています。

会長の中元さんは「親と子がそろって参加できるような計画や機会をたえずつくり、健全な明るいこどもたちの育成に役立てたい」と抱負を語っていました。

この応援団の効きめは百パーセント。選手たちは大いにハッスル錦江第一地区は総合の部で、もののみごとに優勝しました。

県畜産共進会で入賞

小山田の末吉君子さん

第十九回県畜産共進会は、十月十五日から十七日まで三日間、贈於郡大隅町で開かれました。

この共進会には県下から肉用牛八十四頭、種豚六十五頭、乳牛七十二頭など二百十六頭が出品され優劣が競われました。

本町からは、郡共進会でチャンピオンとなった小山田（毛上）の末吉君子さん所有の種豚〃ドウゾノ・モアー・シゲアキ五号が出品され審査の結果、つぎのとおり入賞しました。

▽系統の部　優等賞

▽種豚の部　一等賞

おめでとうございます。

■ お知らせ ■

日曜などの転出入は前の日にご連絡を

九州電力では、つぎのことについて協力を呼びかけています。

○日曜日や祭日に住居の転出や転入をなさるかたは、できるだけ平常日の勤務時間内に、前もって電話かその他の方法で、当営業所へご連絡ください。

○伐採の立ち合いや引込み位置の変更などについては、工事の前日までに。また、電柱の移転、小柱の建替などは二週間（十四日）前までにご連絡ください。

○転出されるかたは、電灯料を日割り計算で精算させていいただき引込み位置の変更および小柱建替などは、工科を前払いしていただくことになっています。

住みよい社会をつくる みんなの〃郵便貯金〃

郵便貯金に集められたお金は、国の財政投融資資金として、大蔵省の資金運用部を通じて、わたくしたちの町に融資され、住宅や学校、道路の整備などの建設に使われています。

このように郵便貯金は、みんなの暮しを、より豊かに、便利にするために大いに役立っています。

住みよい社会をつくる郵便貯金に、これからもご協力ください。

力走と声援

第二十二回町民体育祭

出場選手は九百人におよぶ

町民体育祭は十月十日「体育の日」加治木中グラウンドで盛大に行なわれました。各地区とも十代から六十代まで出場するとあって選手の数も総員九百人近くとなったようです。

辺川地区の山口悦伸君（永中三年）の選手宣誓のあと演技にうつり、加治木、小山田、川野保育所の園児たちの遊ぎで、幕明けとなりました。

ことし初めて登場した新しい競技ゲートボール。柄の長い木づちで玉を打つと、快音を残してころがる玉は勝手気まま。肝心のゲートのそばで向きを変える玉や、ピタリと停止する玉などいろいろ

誓宣手選の君悦伸口山

もう一つ新しいものに「安全運転」つまりタイヤころがしです。十代から四十代までの男女が出場熱が入りすぎ、タイヤがコースをはずれてヨッパライ運転や無謀運転などさまざま。

選手のなかには、タイヤころがしについてはお手のものと、その手腕を見込まれて出場した自動車関係の社長さんや工員さんたち。

「タイヤをころがすのは朝めし前だが、あんなに走るのは、かねての仕事にはないので…。案外むつかしいものですね…」と、この日ばかりは、いかにもタイヤがうらめしそう。

体育祭の競技の「花形」は、やはり地区対抗リレー。色とりどりの地区の旗が大きく振られ、選手も観衆も「力走」と「声援」で一対となって懸命の努力。

こうして体育祭は終始にぎわい大きな事故もなく無事、終了しました。競技の成績はつぎのとおりです

■リレーの部（一位のみ）

□小学生男子八百メートルリレー

A地区……錦江第一
B地区……辺川

□小学生女子六百メートルリレー

A地区……城北
B地区……永原第一

□中学生男女混合九百メートルリレー

A地区……錦江第一
B地区……永原第一

□女子六百メートルリレー

A地区……錦江第一
B地区……竜門東元

□男子千二百メートルリレー

A地区……城北
B地区……竜門東浦

■総合の部（三位まで）

A地区……①錦江第一
②城北
③城西

B地区……①竜門東元
②永原第一
③永原第二

出場された選手のみなさん、お世話くださった各地区の役員のかたがた、ご苦労さまでした。

おめでとう　優勝（総合）

Aブロック……錦江第一

Bブロック……竜門東元

お年寄りのお手玉入れ　ガッツイ百個ゴワシタ

▽…第十回お年寄りによる「打ち上げ花火」数組にわかれて、お手玉入れ。おじいさん、おばあさんたち数十年ぶりに昔の童心にかへりスローモーションで拾っては投げ、拾っては投げ。

▽…ピストルの合図で「打ち上げやめーっ」各組ともカゴを囲んで、いっしょに「ひとーつ」「ふたーつ」「三つ」「……」

▽…入っている、入っている。

「九十九」「百」おみごと。かぞえる係も、お手玉を一つずつ上に放り投げる女子の係員も汗だく。

▽…このとき、ひときわ高く、アナウンスの声あり。「おじいさん、おばあさん、ご苦労さまでした。お手玉の数のように百歳、それ以上に元気で、長生きしてくださあーい…」と。

ダイヤルは　メモを見ながら　正確に……

町老人大学の教養講座

二百人の会員が参加

町老人大学では、このほど福祉センターで教養講座を開きましたこの講座は、年二回催すことになっており、今回は第一回めとして開かれたものです。

講師に県社会福祉協議会事務局長の北原三男さんを招き、現在老人をとりまく日常のいくつかの実例などを取りあげ、どのように生きていくべきか。演題は「人間疎外について」

会場には二百人をこす会員たちがつめかけ、講演に聞き入っていました。

講演のあとレクリェーションに移り町内の村角ムツ子さんら三人による日本舞踊が披ろうされ、講座を終えました。

老人大学の教養講座（センター大ホール）

香典返しを寄付

町社会福祉協議会へ

香典お返しのかわりに、ご寄付をいただきました。厚くお礼申しあげます。

金額	ご遺族	故人
一万円	茶碗屋	岡山秀宏（母妧子）
三千円	丸岡	隈原重義（母シゲ）
千円	田中	園田栄吉（妻トメ）
五千円	内原田	坂元クマ（長女静子）
五千円	岩穴口	小竹原ユリ（夫近）
三千円	端山	中島清（妻シナ）
三千円	下東木	地久里初（父長蔵）
五千円	西ノ原	吉村清蔵（嫁アヤ子）
一万円	港町	川崎栄寿（父金志）
五千円	港町	川添喜蔵（母ケサノ）

育英資金へ

三千円　姶良町　入枝秀樹

□十月二十一日までの、ご寄付を掲載しました。

多かった合同相談

応待にテンテコ舞い

さる十月十五日福祉センター第一会議室で、合同相談所が開設されました。

この相談所は、十月十一日から一週間、行なわれる「行政相談週間」にちなんで開設されたもので行政、調定、人権、心配ごと婦人相談など、五つの部門を合同に行ない、利用者の便宜を図ろうとするものです。

当日は鹿児島監察局、加治木裁判所、加治木法務局、県婦人相談所、町社会福祉協議会など、各専門の担当職員が、それぞれ相談をうけ一時は担当者もテンテコ舞いの盛況でした。

五つの部門とも、ひとりひとりについて相談の解決方法や納得のいく説明など、利用者の身になってお世話していました。

一か所で、いろいろなことについて相談がうけられ、とても親切に細かいところまで相談にのってもらい、来てよかった…と利用者は話していました。

随想

工業高校創立記念の祝典にのぞんで

曽木隆輝

十一月七日県立加治木工業高校では、創立六十周年記念式が多くの来賓や同窓先輩など参列のうえ盛大に行なわれた。私は祝辞の中で「加治木町民は本校はあたかも自分たちの学校であるような錯覚をもっていますその理由はこうですー」と創立当時からの加治木と工業学校の深いつながりについて話し、本校の発展をこい願った。

加治木西郷といわれた小浜氏興さんが中心となって、先ず生徒数十数名で発足させ　しかも校舎敷地などを現在の加中の一角に寄付して基礎をつくられた。小浜さんが退職後、小浜さんを中心に三百四十三名が共同で育てておられた溝辺町にある山林四十五ヘクタールも明治四十三年六月に姶良郡に寄付して、郡立工業高校の学有林の形で将来に残すこととされた

この一郡の先輩たちの教育愛は敬服のほかない。この団体の事務長、二見康弘氏の孫が二見弘、本校の現校長であるのも奇しき縁である。

約十五年たって、郡制が廃止され本校は親なし子になった。心配した曽木豊二町長は苦心して、姶良郡内の町村組合立にもって、ようやく命を保つた。次の法元定一郎町長も県立移管への努力をしたがその令息六郎氏が、このたび小浜氏興氏の胸像をつくつたのも意義深いものを覚える。

つぎの日高彦市町長また苦心して、やつと県立移管となつたが、県が出した条件、新しい敷地に県のいうとおりの校舎を建て、二年間の学校の必要経費は地元でもてとのことで日高さんは、やむなく町民に呼びかけて、昭和二年一口二十円で四千口の金を集めさきの山を郡から加治木町に無償で譲らせたのを町民が買う形だけとつて、この金や他の町費で約二十万円をつくつて目的を達した。当時の二十万円は、今日の四、五億にもなろうか……

戦災後もまた、こんなことをくりかえしながら本校のため、私たち住民は本校の隆盛を祈ってきた。私たちの先輩たちは、理屈ぬきに教育のために全力投球をしたことを思うと、胸を打つものがある。